

【事例－28】

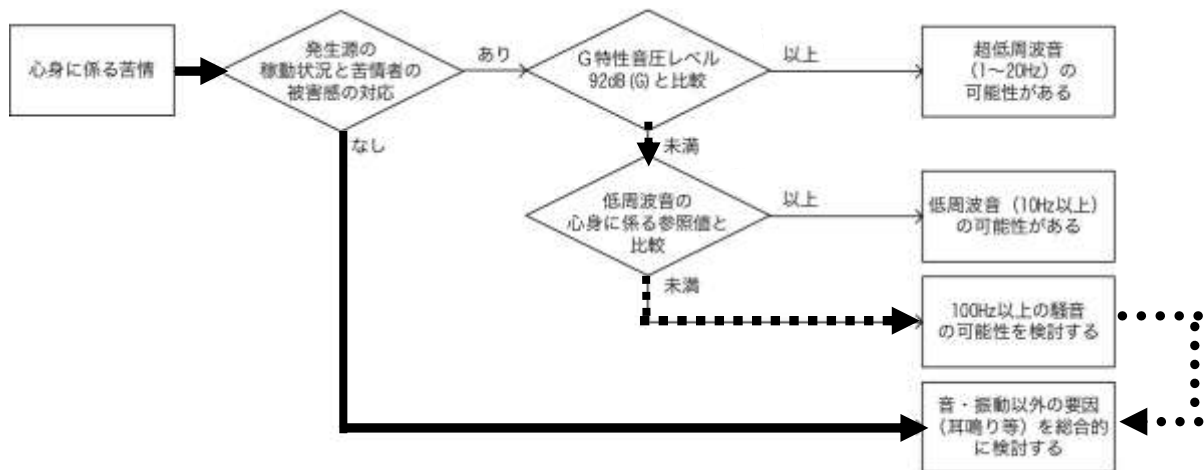
発生源 : 発生源不明（申立では事業所の送風機）
苦情内容 : 不快感、圧迫感、音がうるさい、不眠
対策方法 : 苦情者への測定結果説明

< 苦情対応の概要 >

低周波音および騒音による不快感、圧迫感、音がうるさい、不眠の被害の訴えが寄せられた。苦情者の主張する発生源は、苦情者宅から 500m 以上離れた事業所の送風機であったが、機械を停止させても苦情は止まなかった。発生源側施設、苦情者宅内、苦情者宅近傍屋外の 3 か所で同時測定を行ったが、苦情者の主張する発生源側施設と苦情者宅内の卓越周波数は対応していなかった。また、発生源の稼働と被害感が対応してないことおよび騒音の距離減衰の測定結果から、苦情者の主張する発生源があるとは認められなかった。苦情者に測定結果を見てもらい、低周波音は届いていないことを説明し、発生源とされる施設と苦情者の主張する被害に因果関係が無いことが証明されたことから対応を終了した。

< 苦情対応の流れ >

低周波音問題の評価手順(心身に係る苦情)



* 発生源の稼働状況と苦情者の被害感の対応関係がないことが確認されたが、参考として低周波音の心身に係る苦情に関する参照値との比較を行った。

<苦情対応>

申し立て内容
の把握

低周波音および騒音による被害を訴えた。

- ・ 苦情内容は、不快感、圧迫感、音がうるさい、不眠である。
- ・ 苦情者は、1 家族 2 名である。

現場の確認

発生源側事業所および苦情者宅に出向き、聞き取りを行った。調査員自ら苦情者が申し立てる被害感を感じるかを確認した。

○発生源側と苦情者宅の位置関係

- ・ 苦情者の主張する発生源側施設および苦情者宅との位置関係は 図 3-28-1 に示すとおり。

○苦情者への聞き取り結果

- ・ 「どんどん」「ブーンブーン」「ウーンウーン」「ボッボッ」という音を 24 時間感じ、不眠と不快感により心身に支障をきたしている。
- ・ 夕方から夜にかけて音が大きく、寝られなかった。
- ・ 窓を開けても閉めても聞こえる音は変わらない。

○発生源側の施設の確認

- ・ 施設内地下部分の機械用の排熱送風機は、機械の運転状況に応じて運転台数を変更する（最大で 10 機稼働する）。
- ・ 送風機は地上部に 10 機平置きしている。
- ・ 施設は 24 時間稼働している。

○苦情者宅周辺における苦情発生状況の確認

- ・ 苦情者以外の苦情は無い。

○調査員の所感

- ・ 調査員は苦情者の訴える内容を感知できなかった。

測定

発生源周辺および苦情者宅において、低周波音および騒音レベルの測定を行った。

○測定方法

- ・測定地点を図 3-28-1 に示す。
- ・苦情者の主張する発生源側施設、苦情者宅内および苦情者宅近傍屋外の 3 か所で同時測定を行った。
- ・苦情者の主張する発生源側施設からの騒音の距離減衰を 400 m まで測定した。

○測定結果

- ・発生源側における送風機の低周波音および騒音の測定結果によると、63 Hz と 125 Hz が卓越している。
- ・距離減衰の測定の結果、送風機からの 63 Hz の卓越成分は 200 m まで確認された（図 3-28-4 参照）。
- ・苦情者宅内では卓越周波数はなかった。
- ・発生源側の送風機近傍の騒音の測定結果は、76 dB の定常音であった（図 3-28-4 参照）。
- ・苦情者宅の騒音は、話し声が途絶えると 27 dB 以下であった。

発生源の稼働
状況と苦情と
の対応関係

発生源側と苦情申立者側との対応関係を確認した。

- ・発生源側施設の送風機の低周波音の測定結果は、63 Hz が卓越していたが、苦情者宅内では 63 Hz は卓越していなかった。
- ・騒音の距離減衰の測定の結果から、送風機の音は苦情者宅には到達していないことを確認できた。

評 価

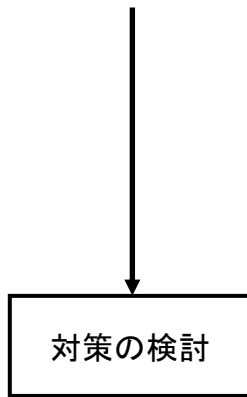
苦情者宅内の測定値を心身苦情参照値と比較した。

○参照値との比較

- ・苦情者宅における低周波音レベルの測定結果は、心身に係る苦情に関する参照値を下回る結果であった（図 3-28-3 参照）。

○結果の判定

- ・最も騒音が大きいと思われる地上送風機を試験的に夜間 25 日間程度停止させても、苦情者は音を 24 時間感じ、不眠と不快感の苦情は止まなかったことから、発生源の稼働状況と苦情の被害感が対応していないことが確認できた。
- ・騒音の距離減衰の測定結果から、苦情者の主張する騒音が発生

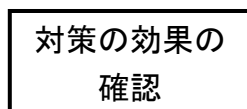


源であるとは認められなかった。

- ・ 苦情者の主張する発生源側施設と苦情者宅内の卓越周波数が対応していないこと、発生源の稼働と被害感が対応していないことおよび騒音の距離減衰の測定結果から、苦情者の主張する騒音の発生源があるとは認められなかった。

測定結果について苦情者に説明を行った。

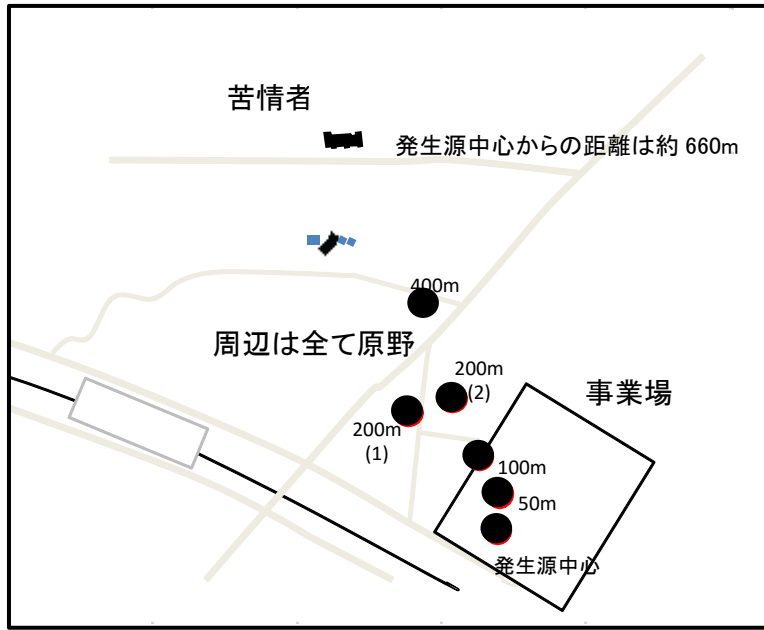
- ・ 苦情者に測定結果を見てもらい、距離減衰測定で約 660 m 離れた苦情者宅には当該施設の発生源 63 Hz の低周波音は届いていないことを説明した。
- ・ 測定の結果、苦情者の主張する低周波音・騒音が確認できず、発生源とされる施設と苦情者の主張する被害に因果関係が無いことが証明されたことから、対応を終了した。



行っていない。

コメント

*発生源の稼働・停止時や窓開け・閉め時の低周波音、騒音の測定の結果および距離減衰の測定結果から、苦情者の主張する発生源の稼働状況と苦情の被害感との対応関係がないことが確認されたが、参考として低周波音の測定値を心身に係る苦情に関する参照値と比較した。



● : 測定位置

図 3-28-1 発生源側と苦情者宅の位置関係および測定地点

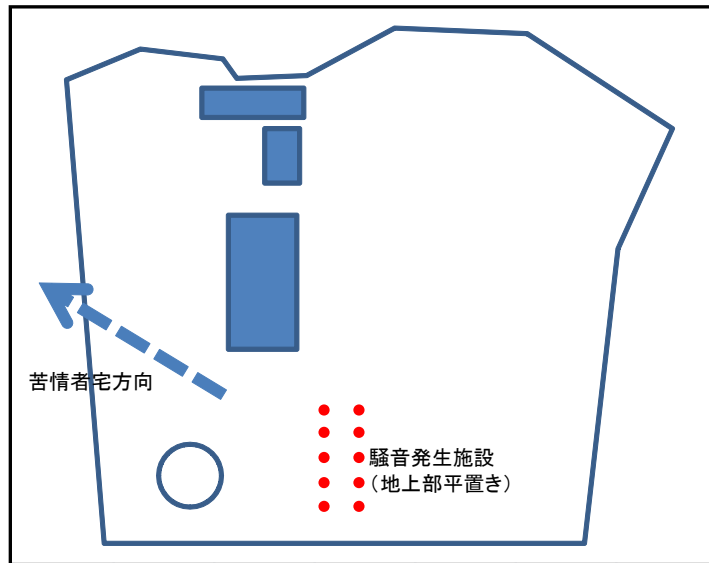


図 3-28-2 発生源の事業場施設内の配置

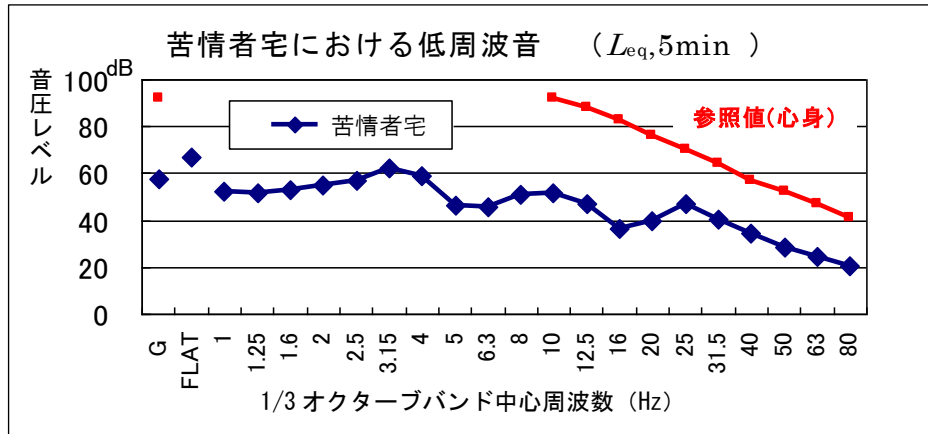
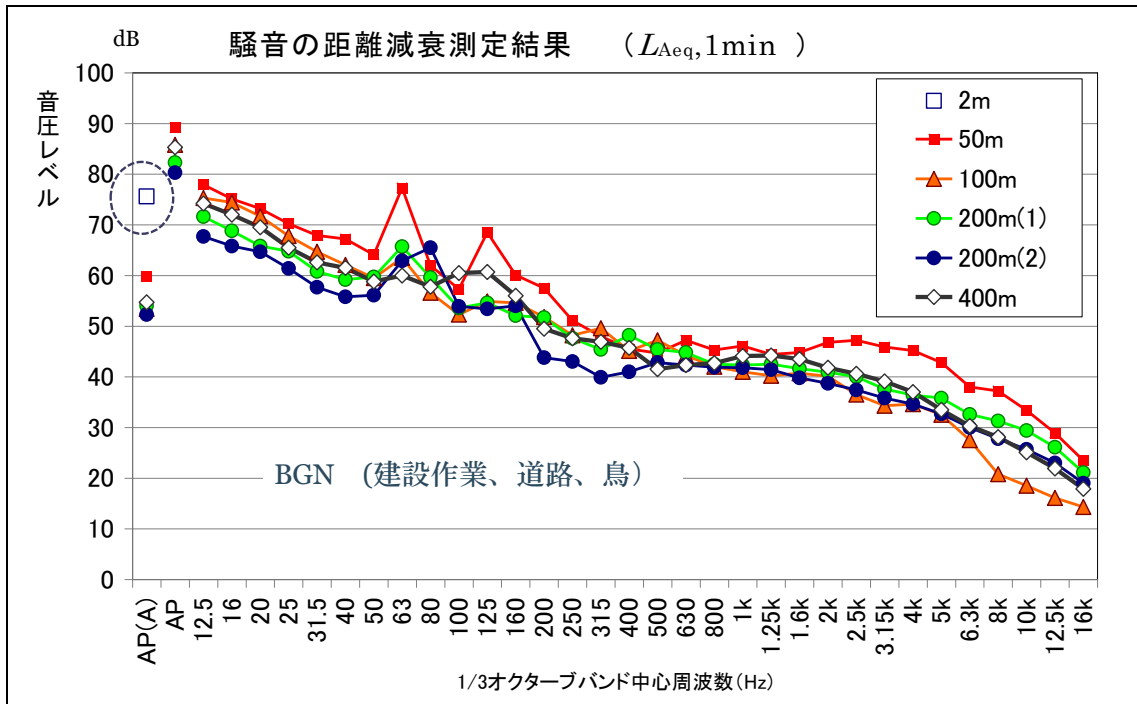


図 3-28-3 苦情者宅内の低周波音の測定結果



※BGN：暗騒音として、建設作業の音は、50m、100m、200m(1)、200m(2)、400mで確認された。道路からの音は、交通量が少なく、各測定地点から離れていたため、影響は少ない。鳥の鳴き声は、全地点で確認された。

図 3-28-4 騒音の測定結果